一　保安林の所在場所　鹿児島県志布志市有明町蓬原字井ノ木二八五七、二八五七の一、二八五九の四、二八六七
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百五十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　保安林の所在場所　鹿児島県志布志市志布志町内之倉字永田四二八五の一、四二八五の三、四二八五の一三、字今村四五二一の一、四五二一の三、四五二一の五、四五二二の一、四五二二の二、四五二二の四、四五二二の八、四五二二の九、四五二三、四五二三の二、四五二八の二、四五三一の一、四五三二の一、字井手平五四三五の一、字和田五七四七の二、五七五一、五七五二の九、五七五二の一〇、五七五二の一三、五七五九の一、五七六〇の一、五七六一の一、字打越六八七〇の二、志布志町田之浦字菅谷一八四三の七、字上村二二四四の一、二二四四の四、二二四四の六、二二四四の一六、志布志町帖字大二反野九一〇二の一、九一〇二の三、九一〇八の一〇、九一〇八の一三、九一〇八の一六、字二反野九一一二、九一一二の一、九一一四、九一一四の一、九一一四の二、九一一六の一、九一一七の二、九一一七の七、九一二六、九一二七、九一二八の一、九二〇九の三、九二一八の四
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百五十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町秋縄字洞一二六〇から一二六二まで、字ハチカミ尻一二九九、一三〇四、一三〇四の一、字船地一三七〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百五十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町生山字板井谷山六〇〇の一、六〇一の三
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百五十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日南町生山字板井谷山六〇〇の一、六〇一の三
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百五十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡多良木町大字奥野字不易一五四九の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第六百五十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字長岩五二六一の六から五二六一の八まで・五二六一の七七・五二六一の七八・五二六一の八七から五二六一の九二まで（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、五二六一の五、五二六一の九、五二六一の七九から五二六一の八六まで、五二六一の九三、五二六一の九六、字高城五二六六の六
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）